

教改第 315 号  
令和 7 年 7 月 4 日

市町村教育委員会教育長  
各 殿  
県 立 学 校 長

茨城県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について（通知）

標記の件について、令和 7 年 7 月 1 日付け 7 文科初第 904 号で文部科学省初等中等教育局長から別添のとおり通知（別添 1）がありました。

教職員が児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上の教職員間のグループで共有し逮捕されたとの事案が報道されておりますが、こうしたことにより教職員への信頼が損なわれるような状況が生じていることは極めて遺憾であり、また、教職員による児童生徒性暴力等の事案が発生していることは言語道断で、決してあってはならないことです。

各市町村教育委員会及び各県立学校におかれましては、別添通知を踏まえ、児童生徒性暴力等の防止等に関して、教職員の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教職員による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、本県では令和 6 年 8 月 29 日付け教改第 454 号の通知（別添 2）で示した教職員わいせつ事案防止対策検討委員会でまとめた対応策に基づき、それぞれの学校において、学校種や学校の様々な状況を考慮しつつ、不祥事根絶に取り組んでいただいているところですが、今一度、対策の検討・見直しを行い、必要な措置を講ずるようお願いいたします。

【問合せ先】

茨城県教育庁学校教育部教育改革課  
人材育成担当 029-301-5329

教師による児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保の徹底をお願いします。

7 文科初第904号  
令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 禎

### 児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案が報道されておりますが、こうしたことにより教師への信頼が損なわれるような状況が生じていることは極めて遺憾です。

教師による児童生徒性暴力等の事案が発生していることは言語道断であり、決してあってはなりません。

教師の立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことは、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教師が行う教育活動に対する児童生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かしかねません。児童生徒等の成長を真に願いながら日々真摯に子供たちに向き合っている大多数の教師や、ひいては学校教育全体の信用が毀損されることにもなり、断じて許されるものではありません。

文部科学省においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（以下「教員性暴力等防止法」という。）や同法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定。令和5年7月13日改訂。以下「基本指針」という。）に定める事項の確実な実施を求めてきたところですが、各教育委員会におかれては、児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教師による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずるようお願いいたします。特に、研修等に当たっては、教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等に当たり原則懲戒免職処分の対象となること、その際、児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないことを含め、今一度周知を徹底していただくようお願いいたします。

また、被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講じるようお願いいたします。

さらに、今回の事案にも関することですが、盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要です。また、教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底していくことが必要です。

また、事案の早期発見・対応のため、教員性暴力等防止法及び基本指針を踏まえ、引き続き、児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査の実施や、被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備などに取り組むようお願いいたします。教師による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、任命権者におかれては、教員性暴力等防止法及び基本指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

また、各教育委員会等が設置する相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知を行い、相談があった場合には各教育委員会において、警察等の関係機関と迅速に連携することも含めて、適切に対応するよう、お願いいたします。

児童生徒等を教師による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、各関係者が一丸となって実効的な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（以下「こども性暴力防止法」という。）は、公布の日（令和6年6月26日）から2年6か月以内で施行することとされています。こども性暴力防止法の施行に向けて、こども家庭庁と連携しながら対応を整理しているところであり、御承知おきください。

なお、都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会にもこの内容について周知し、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

この他、教師の服務規律の確保の徹底に向け、近日中に、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長の皆様にお集まりいただきオンライン会議を実施します。詳細は追ってお知らせしますが、御参加くださいますようお願いいたします。

#### 【参考URL】

《教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について》

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要をはじめ、これまで発出された通知や動画、行政資料など各種情報をポータルサイトにてまとめています。

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)

《教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針》

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、文部科学大臣が策定したものです。

URL：[https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt\\_kyoikujinzai01-000011979\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_11.pdf)

[担当] 文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局初等中等教育企画課（内線2588）

市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長 殿  
教 育 事 務 所 長

茨城県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

## 学校における不祥事根絶に向けた取組の徹底について（通知）

日頃から、学校現場において、懸命に子供たちの教育にご尽力されている教職員の方々に深く感謝いたします。

近年、ごく僅かな教職員によるわいせつ事案の懲戒処分が相次いで発生しており（R 5、R 6（8月末現在）において合計6件）、教職員全体の信頼が失墜したと言っても過言ではない、大変危機的な状況にあると認識しております。

教職員の不祥事については、行為者等に対し厳正に対処しているところですが、県民から厳しい目を向けられることになり、特に、わいせつ事案については、より厳しく追及されることとなります。これらのことは、県民の信頼を大きく裏切るものであり、極めて憂慮すべき事態となっております。

こうした背景を踏まえ、県教育委員会としては、専門的知見を有する有識者等からなる「教職員わいせつ事案防止対策検討委員会」を設置し、本県で発生した具体的なわいせつ事案について、その発生原因の分析やこれまでの取組を検証いただくとともに、様々な観点からの課題への対応の方向性を整理し、各委員の専門的な見地からの意見を踏まえた、今後のわいせつ事案の発生防止に資する具体的な対応策をまとめていただきました。

対応策については、これまでも各学校で実施されている取組を継続、再確認あるいは明確化するといった、「短期的に実施可能な対応策」と、関係機関との連携が必要不可欠となる対策や、内容等の検討に時間を要するといった、「中長期的に検討が必要である対応策」として整理しています。

つきましては、別添のとおり、対応策を送付いたしますので、学校ごとに、学校種（成長過程）や学校の様々な状況を考慮し、各対応策の運用ルールを検討いただき、より実効性のある対策としていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

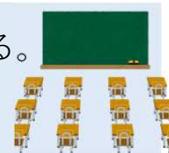
<問い合わせ先>

茨城県教育庁学校教育部教育改革課  
人材育成担当 029-301-5329

# 教職員わいせつ事案防止対策検討委員会

目的：教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた対策等を教育長に報告する。

委員：法律関係、県警、医療関係、学校関係、学識経験者、教育庁（7名）



## 対 応 策

### （１）学校内での対策

項目	【短期】継続した取組やより明確化する必要のある対策	中長期的に検討が必要な対策
①スマートフォン等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校の実情に応じた私用スマートフォン等の使用ルールを明確にし、周知徹底</li> <li>【例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、職員室のみ</li> <li>・例外規定を設ける場合は、管理職の許可等、具体的に記載</li> </ul> </li> </ul>	
②面談時等の指導体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な範囲での、複数対応</li> <li>○個人対応となる場合の、管理職への、事前・事後報告</li> <li>○入口を開ける等、外から見える環境を確保し、密室状態を作らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カウンセリング等、複数指導に馴染まない場合、本人等の了承を得たうえでの、音声等の記録を検討</li> </ul>
③空き教室や教科等準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不要なものは置かない（整理整頓）、管理職等による定期的な確認</li> <li>○私用スマートフォン等の持ち込み、施錠など使用ルールを明確にし、周知徹底（児童生徒にも共有）</li> <li>○使用前後に、教員と児童生徒でのダブルチェック</li> <li>○面談に利用する場合は②の対策に準じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な確認の補助手段として「隠しカメラ検出アプリ等」の活用も検討</li> </ul>
④更衣専用室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き教室がある場合には、積極的に専用更衣室への転用を検討</li> <li>○その他、②・③の対策に準じる</li> </ul>	
⑤学校内研修内容の充実（自分事として捉えることの意識づけ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「One IBARAKI」、「教職員懲戒処分等の指針」、「不祥事防止のためのチェックリスト」等の活用・確認</li> <li>○学校間での取組の共有</li> <li>○異性の児童生徒からの適切な相談対応等についての意見交換</li> <li>○各学校の状況に応じた、盗撮防止等に向けた具体的な注意箇所や管理体制の意見交換及び共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法規研修のみでなく、動画視聴等による、グループ討議などの実施を検討</li> <li>○自分事として考えられる研修の実施</li> </ul>

# 対 応 策

## (1) 学校内での対策

項目	【短期】継続した取組やより明確化する必要のある対策	中長期的に検討が必要な対策
⑥児童生徒との関わり（SNSや学校外含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNS での児童生徒及び保護者との私的なやり取り等の原則禁止</li> <li>○ 例外規定を設ける場合は、管理職の許可、保護者への連絡等、具体的に記載</li> <li>○ 各学校の実情に応じた、連絡手段の確立、周知徹底（保護者、児童生徒とも共有）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ルールを明確化したうえで、違反した場合の対応を検討（実効性確保）</li> </ul> <p style="font-size: small;">栃木県：管理職の許可なく 福岡県：管理職の承認を得た場合等を除き</p>
⑦ストレスを溜め込ませない、孤立させない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長のリーダーシップのもと、風通しのよい職場づくり</li> <li>○ 教職員同士のコミュニケーション、情報共有</li> </ul>	
⑧児童生徒、保護者からの情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒側からも必要以上に連絡先を教えないことの徹底</li> <li>○ 児童生徒への情報周知</li> <li>○ 「生命（いのち）の安全教育」の推進 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育と啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的なアンケートの実施を検討（記名、無記名、直接校長など（複数の方式の組み合わせ））</li> <li>※ 現行のアンケート活用</li> <li>○ 自身や周りの児童生徒に関すること、教職員の連絡先を知っているか、セクハラ、性暴力、教職員との交際など</li> </ul>

## (2) 個人の資質

項目	【短期】継続した取組やより明確化する必要のある対策	中長期的に検討が必要な対策
①専門的観点からの対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チェックシートやセルフチェックの具体的な項目等の検討</li> <li>○ 他県の状況など、情報収集を実施</li> <li>○ 法的な留意点の確認</li> </ul>
②校長面談等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的な面談による職員の状況把握</li> <li>○ ストレスチェック（所属）を活用した、個々の状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的観点からの質問内容や回答の捉え方などの意見聴取</li> </ul>
③心理、原因、傾向の定期的な分析による対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の活用 → 想定：いばらき被害者支援センター、勇気の電話（県警）、茨城県人権啓発推進センターなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者、同僚、家族等からの通報を受理できる体制</li> </ul>
④専門家の活用		

## 参考（行動例・兆候例）

### 【留意事項】

- ・ 以下は、参考として、あくまでも一例を記載しているものである。
- ・ これらの兆候があるからといって、即座に当てはまるものではないため留意いただきたい。

### 【性的不品行に関与する大人の行動の例】

- ・ 児童生徒との親密な個人的関係（二人きりで過ごす、プライベートな空間で過ごす、戯れる、プレゼントを贈る）
- ・ 児童生徒を特別扱いしたり、特権を与えたりする
- ・ 授業中の軽率な発言
- ・ 児童生徒に対して寛容になりすぎて不品行を許す、仲間のような行為をする
- ・ 児童生徒と個人的なメモ、テキスト、電子メール、その他の通信を交換する
- ・ 児童生徒に対して必要以上に身体的接触を行う など

### 【児童生徒側の兆候の例】

- ・ 年齢不相応な性的行動や知識（特に低年齢の児童）
- ・ 性格の変化
- ・ 保護者等以外の特定の大人と一緒にいる時間の増加
- ・ 教師を「友達」と呼ぶ
- ・ 自傷行為（切る、燃やす）
- ・ 薬物やアルコールの乱用
- ・ 抑うつまたは不安 など